

令和2年9月1日
教育指導課

区立学校教職員の服務事故に伴う処分について

区立学校教職員の服務事故について、東京都教育委員会より処分の発令があったので報告する。

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 中学校
- (2) 職 名 主任教諭
- (3) 年 齢 58歳
- (4) 性 別 男 性
- (5) 処分内容 減給10分の1 1月
- (6) 発令年月日 令和2年8月20日
- (7) 処分理由

令和元年5月27日午後3時10分頃から同日午後3時25分頃までの間に、勤務校教室において、当時同校第1学年男子生徒に対して、授業中の態度について指導した際、右手に持った週案簿の表紙部分で同生徒の左側頭部をたたくとともに、右手のひらで同側頭部をたたくなどした。

また、体罰について、速やかに管理職に報告すべきところ、これを怠った。